

金融検査の概要

2005年1月



金融庁 検査局

[目 次]

I . 金融検査の基本的考え方

1. 金融検査の目的
2. 金融検査の位置づけ
3. 金融検査の基本原則

II . 検査体制等

1. 金融検査に従事する職員数の推移
2. 検査局の運営体制(16検査事務年度)

III . 金融機関検査の流れ

IV . 検査結果通知後の流れ

I . 金融検査の基本的考え方

1. 金融検査の目的

- 金融機関は私企業、自己責任原則に則った経営基本。
- しかし、
 - ① 金融機関の主たる利用者は、一般企業と異なり、預金者、借入者等。つまり一般公衆でありその利益は適切に保護されなければならない。
 - ② 一金融機関の破綻であっても、連鎖反応により金融システム全体に、さらには信用収縮等を通じて实体经济全体に重大な影響が及ぶおそれあり。
 - ③ 金融機関の資金供給面における機能。

(つづき)

- 金融機関に対する監督当局の検査は、こうした観点から、「銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため」に行うもの(銀行法第25条等)。
- 検査に際しては、健全性及び適切性確保の観点からは必ずしも必要のない点にまで調査に及んではないか、不断に問い直されなければならない。

2. 金融検査の位置づけ

- 金融機関の業務の健全性と適切性は、まず自己責任の徹底と市場規律の強化によって達成されなければならないもの。
 - ① 金融機関の経営陣には、監査役を含めた内部管理体制を充実させることにより、自らの責任において、業務の健全性と適切性を確保することが求められる。
 - ② 会計監査人等には、こうした内部管理体制を前提に、金融機関とは独立した視点に立って、財務諸表監査を通じて、業務の健全性と適切性が確保されているか否かについて厳正な外部監査を実施することが求められる。
 - ③ さらに、こうした手続きを経て策定された財務諸表、経営方針等の経営内容は広く開示され、市場を通じた、投資家等による監視(市場規律による監視)を通る。
- 監督当局による公的関与〔行政当局によるモニター、規律付け〕は、こうした自己責任原則と市場規律による監視だけでは金融システムの安定性確保等が十分に図れないと判断される場合に、これらを補強するためのものと位置づけられる(補強性の原則)。

3. 金融検査の基本原則

①補強性の原則

- 金融検査は、自己責任原則に基づく金融機関自身の内部管理と、会計監査人等による厳正な外部監査を前提としつつ、これらを補強するもの。
- したがって、当局は、検査を通じて、まず自己責任原則に基づく内部管理・外部監査が適切に行われるよう、強く促していく必要。
- また、検査は、これらの管理・監査が適切に行われることを前提に、管理・監査体制のプロセス・チェックを中心とした事後監視型チェックに重点を置くべき。適切な内部管理ができているかどうかについての説明責任はあくまでも金融機関自身にあり、当局はこれを検証する立場にある。
- 金融検査においては、すべてを検査することは、可能でもなければ、必要でもない。

②効率性の原則

- 当局及び金融機関の限られた資源を有効に利用する観点から、金融検査は、監査機能と十分な連携を保ちながら、効率的・効果的に行われる必要がある。
- 検査においては、監査役、会計監査人等と提携し、監査機能の一層の活用を図るようすべき。
- 金融機関において定期的な資産査定を含めた自己管理が行われることを前提に、その実態に応じて検査頻度や検査範囲についてメリハリをつけ、重点的・機動的な検査が実施されるようにしなければならない。

③実効性の原則

- 金融検査は、金融機関の業務の健全性と適切性の確保に向けて、機能を十分に発揮するように、実施されなければならない。
- 検査部局は、検査において経営の問題点を金融機関に対して的確に指摘するとともに、それが適時適切な問題点の是正につながるよう、監督上の措置をとる監督部局と緊密な連携を維持する必要がある。

Ⅱ. 検査体制等

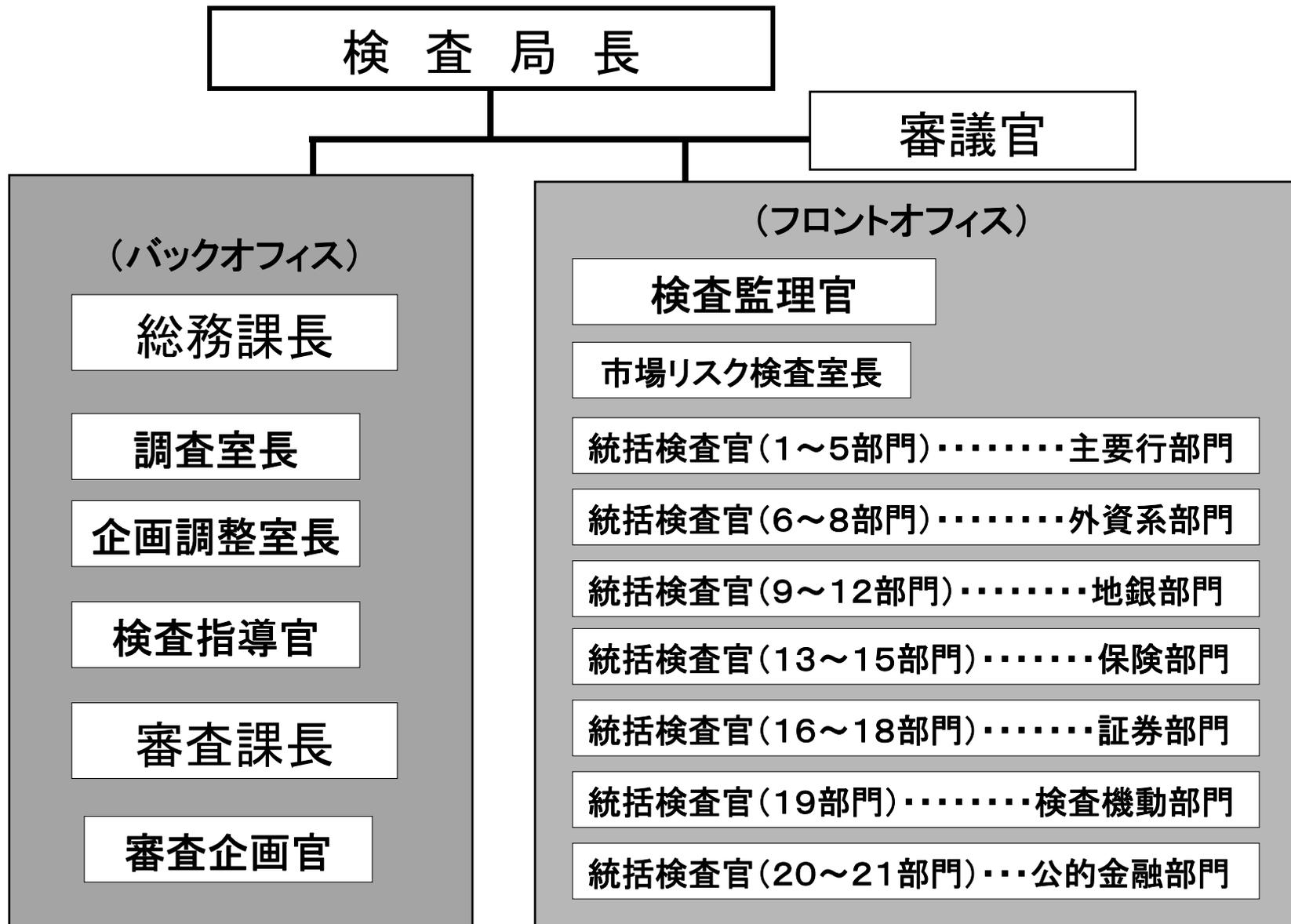
1. 金融検査に従事する職員数の推移

	金融(監督)庁 検査局(部)	財務(大蔵)省 財務(支)局	合計
平成5年度	109人	291人	400人
平成10年度	164人	456人	620人
平成13年度	360人	571人	931人
平成14年度	404人	573人	977人
平成15年度	460人	577人	1037人
平成16年度	478人	576人	1054人

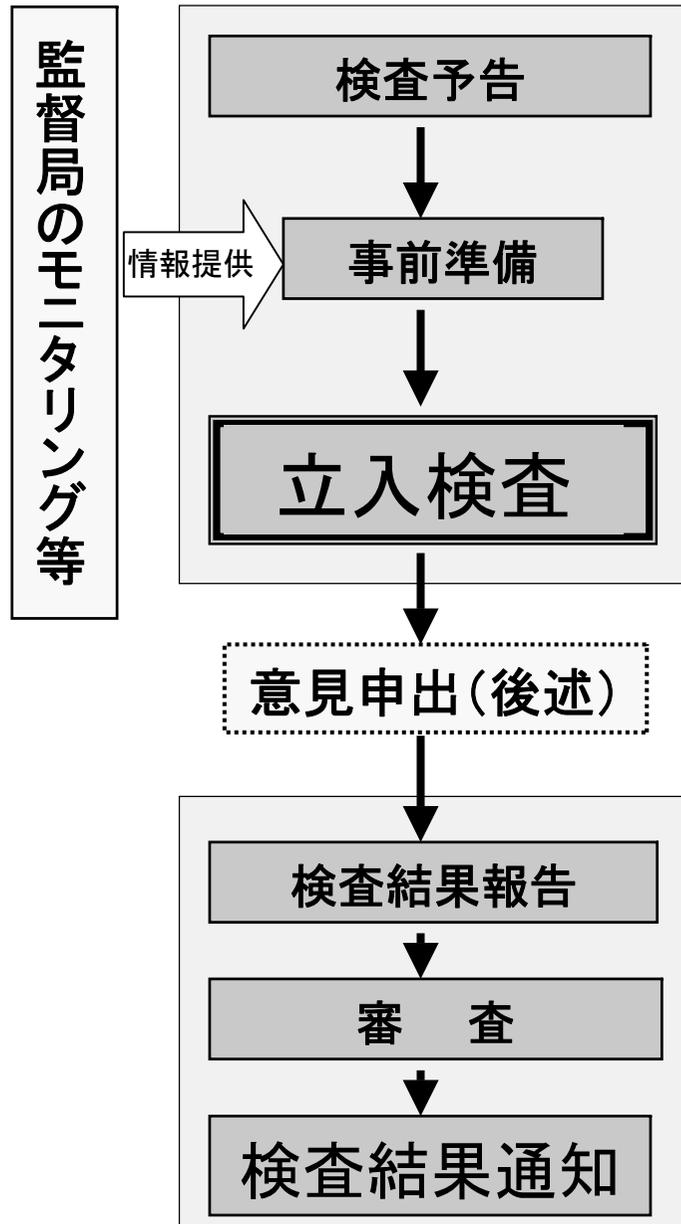
(注1)金融(監督)庁検査局(部)の平成5年度の人員は大蔵省大臣官房金融検査部の職員数である。

(注2)金融監督に従事する金融庁及び財務局の職員数は、827人。検査と監督部門を合計すると、合計1881人(平成16年度)。

2. 検査局の運営体制(16検査事務年度)



Ⅲ. 金融機関検査の流れ



○ 原則予告方式。無予告の場合もある。

○ 監督部署から被検査金融機関の状況を聴取。前回検査の状況、諸報告、モニタリングデータ等の分析。

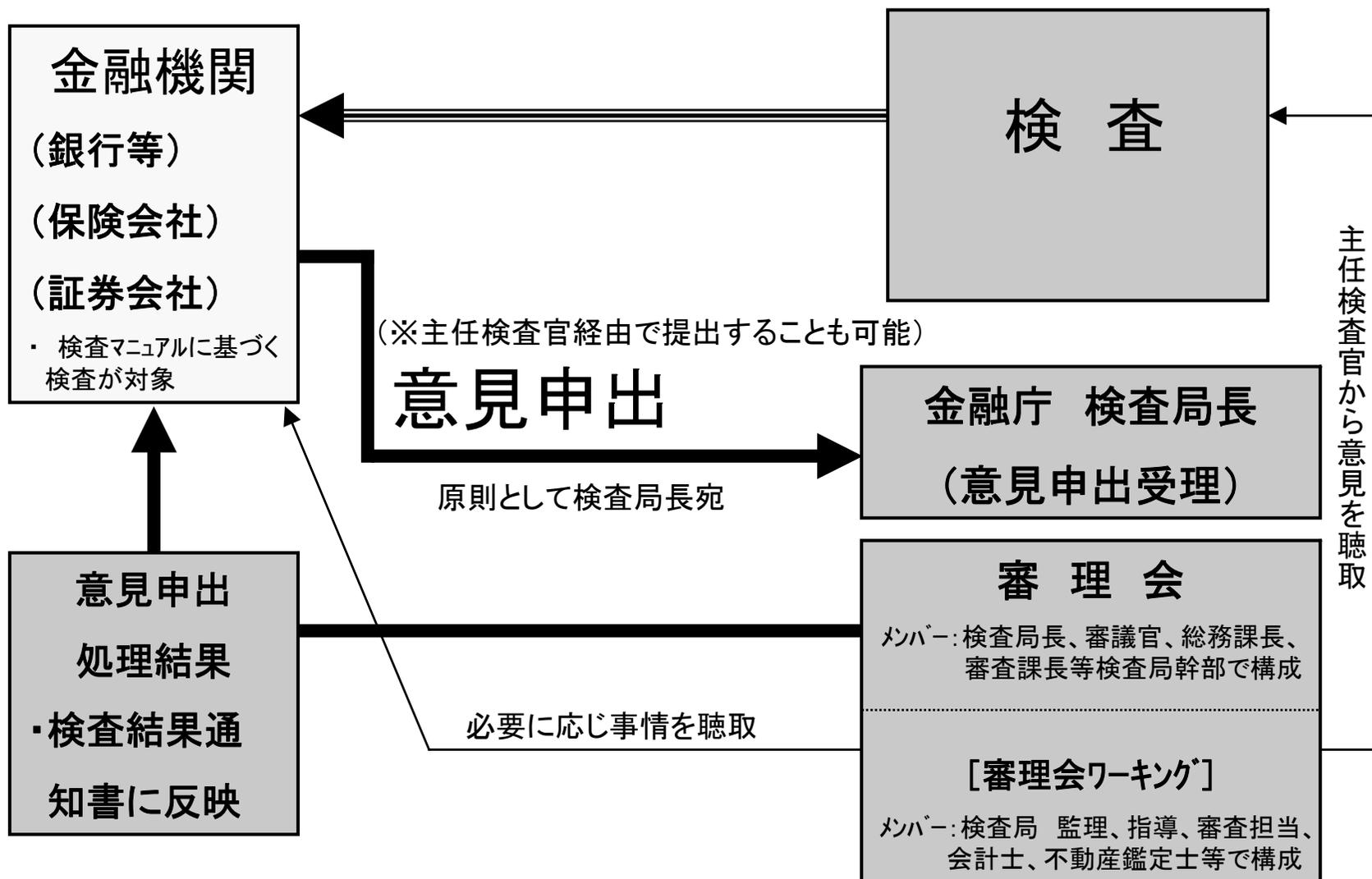
○ 本店にて検査。支店を検査する場合もある。

○ 検査局長以下の検査局幹部に対し行われる。

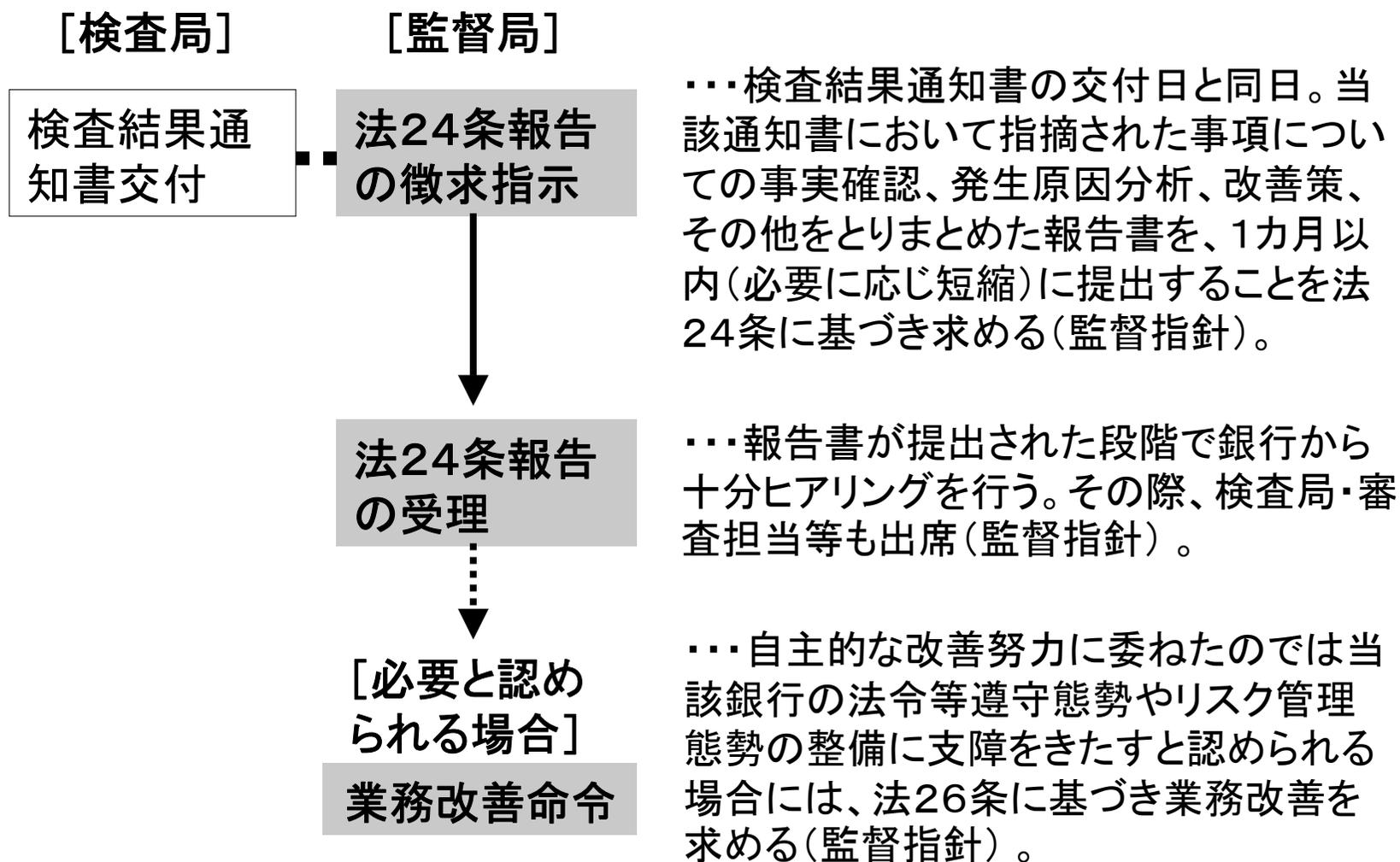
○ 検査結果報告等の適切性をチェックし、検査結果通知を作成。

○ 被検査金融機関の代表者に手交。

□ 意見申出制度の内容と流れ



IV. 検査結果通知後の流れ



□ 金融検査の実施状況（財務局等による検査を含む）

業 態		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
	銀 行	59	55	82	94	94
	信用金庫	244	74	193	117	120
	信用組合	7	255	12	92	95
金融機関 計		310	384	310	331	330
保険会社		23	12	16	13	14
	証券会社	84	48	72	70	66
	投資信託	4	5	6	10	9
	投資顧問	32	21	32	32	32
証券会社等 計		120	74	110	112	107
合 計		453	470	436	456	451

（注）年度は、検査事務年度で7月～6月を1事務年度としている。金融機関計には労働金庫、信農・漁連を含む